

## 介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算の考え方

令和2年4月1日

医療法人ひのき会

### 1. 介護職員処遇改善加算

- ・常勤の介護職員・・・20,000円/月
- ・ユニットリーダー・・・10,000円/月
- ・夜勤を2回/月以上行う介護職員・・・12,000円/月
- ・送迎業務（10日以上/月）；車種別・・・5,000円、10,000円
- ・残りを勤務時間で按分して、一時金として支給を行う。

### 2. 介護職員等特定処遇改善加算

- ・経験・技能のある介護職員の考え方
- ・介護主任（介護福祉士）・・・80,000円/月
- ・介護福祉士・・・・・・・・・・14,000円/月
- ・その他介護職・・・・・・・・・・7,000円/月
- ・残りを勤務時間で按分して、一時金として支給を行う。  
但し、その他介護職員は、介護福祉士の支給額の1/2を越えないものとする。

### 1,2に伴う、要件として、以下の条項を定める

#### ・キャリアパス要件

資格等に応じて昇給する仕組み・・・介護福祉士取得により、給与設定変更  
及び資格手当の支給

人事考課（2回/年）・・・・・・・・人事考課により、介護職員としての能力評価の実施

#### ・職場環境条件

- 1) 働きながら、上位資格取得に向けた、勤務調整等の実施
- 2) 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
- 3) ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- 4) 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職場休憩室・分煙スペース等の整備
- 5) 非正規職員から正規職員への転換